

## 『自転車の交通違反』について(2026年4月1日開始)

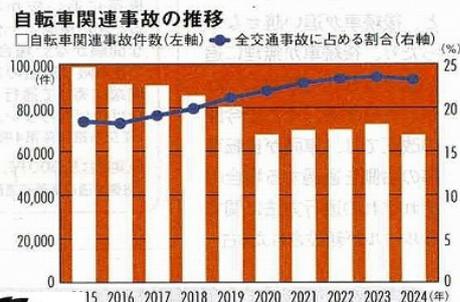
買物や通院など、お出かけの「足」として自転車をお使いの高齢者の方もおられると思います。  
2026年4月1日から、自転車の主な交通違反に「交通反則通告制度(青切符)\*」が導入され、信号無視やスマホ手持ち運転などで反則金(3,000円～12,000円程度)を納める義務が発生します。

\*:反則金を納付すれば出頭や裁判等が不要で、前科も付かない。

## 1. 制度導入の背景

交通事故全体に占める自転車事故の割合(右図)と違反件数は増加傾向にあります。

そこで、「ルール遵守の徹底」により事故を抑止するために、自転車の利用者(16歳以上)に対して、2026年4月1日より処理が迅速にできる「青切符」を導入することとなりました(詳細は千葉県警察の「自転車の交通ルールガイドブック」等を参照下さい)。



「JAF Mate 2026 冬」よ

## 2. 主な違反行為と反則金(青切符)

- (1) 携帯電話使用等(スマホ手持ち運転) : 12,000円  
・手に持った状態での画面注視が対象
- (2) 通行区分違反(右側通行・逆走・歩道通行など) : 6,000円  
・自転車は車道を走るのが原則だが、次の場合は歩道を通行できる
  - ① 普通自転車歩道通行可の道路標識や道路標示がある場合
  - ② 子供(13歳未満)や高齢者(70歳以上)、障害のある人が運転する場合
  - ③ 道路工事や駐車車両等で車道左側の通行が難しい場合など
- (3) 遮断踏切立入り : 6,000円
- (4) 横断歩行者等妨害等 : 6,000円
- (5) 安全運転義務違反 : 6,000円
- (6) 指定場所一時不停止等 : 6,000円
- (7) 無灯火 : 5,000円
- (8) 自転車制動装置不良(ブレーキ装置不良) : 5,000円
- (9) 公安委員会遵守事項違反(傘差し運転・イヤホン使用) : 5,000円  
・片耳タイプ、オープンイヤー、骨伝導タイプのイヤホンは違反にならない
- (10) 歩道徐行等義務違反 : 3,000円
- (11) 軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等) : 3,000円
- (12) 並進禁止違反 : 3,000円 など



## 3. 「酒酔い運転や酒気帯び運転、妨害運転(あおり運転)」など

- (1) 「赤切符」となり、刑事手続きで処理されます。

## 4. 最後に

警察庁によると「取締りの基本は“指導警告”で、反則行為のすべてが“青切符”として扱われるわけではなく、“悪質・危険な違反のみ検挙”の方針」とのことですが、みんながお互いに交通ルールを守り、安全に気をつけて、安心して暮らせる地域を作っていきましょう。

(二宮・飯山満地区社会福祉協議会 Co-SLEE 塚本記)

[https://funabashi-shakyo.or.jp/author/lsc\\_ninomiya\\_hasama/](https://funabashi-shakyo.or.jp/author/lsc_ninomiya_hasama/)

**ボランティア募集中**  
(ご連絡をお待ちしております)

二宮・飯山満地区社会福祉協議会  
船橋市飯山満町 1-950-3 飯山満公民館内  
TEL 047-424-0294 / 047-424-0317

